

2 医 安 第 9 7 3 号
令 和 3 年 1 月 7 日

関 係 団 体 の 長 様

愛 知 県 保 健 医 療 局 長
(公 印 省 略)

営業時間短縮要請の期間延長及び感染防止対策の強化について（通知）

愛知県の感染状況は、本日の新規陽性者が 431 人と、過去最多を記録するなど、厳しい状況が続いております。

国においても、本日、首都圏・1都3県を対象に、緊急事態宣言を発出し、2月7日（日）までの期間、外出の自粛や飲食店に対する営業時間の短縮要請の強化を始めとする緊急事態措置の実施が決定されたところです。

このため、本県においても、第3波の克服に向け、首都圏における措置に準じ、県内全域を対象として実施している営業時間短縮要請を2月7日まで延長するとともに、県民・事業者の皆様に「特にお願いする感染防止対策」として、夜間の不要不急の外出や1都3県への移動自粛など対策をとりまとめ、本日開催した第18回本部員会議で実施を決定したところです。

つきましては、貴団体員への周知に御配慮いただくとともに、引き続き、感染防止対策に御協力をよろしくお願い申し上げます。

< 県WEBページ掲載箇所 >

<https://www.pref.aichi.jp/site/covid19-aichi/covid19-aichi.html>

担 当 生活衛生部医薬安全課

薬事グループ

毒劇物・麻薬・血液グループ

監視グループ

生産グループ

電 話 052-954-6303 (タ`ヤルイン)

052-954-6305 (タ`ヤルイン)

052-954-6344 (タ`ヤルイン)

052-954-6304 (タ`ヤルイン)

電子メール iyaku@pref.aichi.lg.jp